

平成10年 4 月 1 日

水道規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、名護市水道給水条例（平成10年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(戸数と世帯)

第 2 条 条例第 4 条に規定する 1 戸は、1 世帯をもって 1 戸とする。

(給水装置の構成及び付属用具)

第 3 条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成する。

2 給水装置には、量水器その他付属用具を備えなければならない。

(給水装置工事の申込み)

第 4 条 条例第 5 条に規定する給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書及び設計書（様式第 1 号）の提出をもって行う。

2 前項の申込みにおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、利害関係人の承諾書等を提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするときは、給水装置所有者の給水管所有者分岐承諾書（様式第 2 号）

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地若しくは家屋に給水装置を設置しようとするときは、土地又は家屋所有者の土地家屋使用承諾書（様式第 3 号）

(3) 前 2 号に規定する書類を提出できないときは、給水工事申込者の誓約書（様式第 4 号）

(第三者の異議についての責任)

第 5 条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

(給水装置の工事申込みの保留)

第 6 条 条例第 2 条に定める給水区域内であっても、配水管を布設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められた場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

2 前項の場合、申込者において配水管を給水装置としてその費用を負担するときは、この限りでない。

(構造及び材質)

第7条 条例第8条に規定する給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に定める基準に適合しているものでなければならない。

2 管理者は、給水装置工事で使用される材質が前項に規定する基準に適合していることの証明書の提出を第7条第1項で定める指定給水装置工事事業者に求めることができる。

3 管理者は、前項の証明書が提出されないときは、当該材質の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 条例第9条第1項の規定に基づく給水管及び給水用具の指定は次の表のとおりとする。

	品名	規格	備考
管 類	ダクトイル鋳鉄管	JWWA G 113	
	ダクトイル鋳鉄管	JDPA G 1037	50
	水道用HIパイプ	JWWA K 118	
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	φ 50～150
		PTC K 03	φ 50～200
	水道配水用ポリエチレン管	環境水道部承認品	φ 20～40
継 手 類	ダクトイル鋳鉄異形管	JWWA G 114	
	ダクトイル鋳鉄異形管	JDPA G 1037管用	
	水道用HIパイプ	JWWA K 119	
	フレキシブル継手	環境水道部承認品	
	水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA K 145	φ 50～150
		PTC K 13	φ 50～200
	水道配水用ポリエチレン管継手	環境水道部承認品	φ 20～40
弁 栓 類	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117 (A形)	ネジ式
	不断水用割T字管	環境水道部承認品	
	水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120	50

水道用仕切弁	JIS B 2062	75以上
水道用ボール止水栓	JWWA B 108	
メーター直結伸縮止水栓	環境水道部承認品	

(給水管埋設の深さ)

第9条 給水管は、公道内の車道においては管頂80センチメートル以上、歩道及び私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

2 給水管の管頂30センチメートルは、砂又は同等の材料を使用し、埋戻ししなければならない。

(メーターの設置位置等)

第10条 条例第20条第2項に規定するメーターの位置は次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

2 給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

(受水槽の設置)

第11条 給水管の口径に比し、次の各号のいずれかに該当するときは、受水槽（直結による高置水槽を含む。以下「受水槽」という。）を設置しなければならない。この場合の水質の保全等による管理者の責任は、受水槽の給水口までとする。

- (1) 著しく多量の水を一時に使用する箇所
- (2) 4階建以上の建築物、工場、事業所の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所
- (3) 地域的条件により水圧が不足する地域
- (4) その他必要があると認めた箇所

(受水槽以下の装置)

第12条 受水槽以下により給水を受ける共同住宅で次の各号の要件を備えるものについて所有者又は条例第18条に規定する代理人及び条例第19条に規定する管理人（以下「所有者等」という。）の共同住宅の各戸検針及び料金徴収に関する申請書（様式第5号）による申請があったときは、管理者において使用水量を計量する。

- （1） 遠隔指示メーターが設置され集中検針ができるものであること。
- （2） 各使用者の全員が各戸検針に同意しているものであること。

2 前項の申請は次の書類を添えて行うものとする。

- （1） 代理人（管理人）選定（変更）届（様式第6号）
- （2） 各戸使用者名簿（同意書）（様式第7号）
- （3） 遠隔指示式メーター設置図
- （4） 受水槽以下の装置図
- （5） 共同住宅の平面図（各階）及び見取図
- （6） 維持管理保証人選定（変更）届（様式第8号）
- （7） 建物立入り（オートロック式扉）承諾書（様式第9号）
- （8） その他管理者が必要とする書類

3 管理者は、第1項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査し、その結果を当該申請者に対し、共同住宅に係る各戸検針及び料金徴収承諾（不承諾）通知書（様式第10号）により通知するものとする。

4 受水槽以下の装置に取り付けるメーター（以下「子メーター」という。）の設置は条例第9条に規定するもののほか次の各号に適合するものでなければならない。

- （1） 子メーターは計量関係法令等に適合し、検定機関の検査に合格したものであること。
- （2） 子メーターは条例第7条第1項に規定する管理者が指定した者が工事を施行したものであること。
- （3） 子メーターは給水管と同径のものを使用すること。
- （4） 子メーターは他の配管との間隔が20センチメートル以上であること。

5 所有者等は子メーターが故障したとき、又は検定期間が満了したときは、取替等の措置を講じ、その費用は所有者の負担とする。

6 集中検針メーターボックスには、部屋番号を表示するものとする。

- 7 所有者等は、受水槽以下の装置の維持管理を図るため条例第7条第1項の規定により管理者が指定した指定給水装置工事事業者（以下「維持管理保証人」という。）を選定するものとする。
- 8 受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の所有者等が負うものとする。
- 9 水道料金等の算定及び徴収方法は次の各号のとおりとする。
- (1) 受水槽前に管理者が設置した基本メーター（以下「親メーター」という。）の指示水量と子メーターの指示水量に差水量が生じ、親メーターの水量が多い場合、その料金相当額は所有者等が負担する。
 - (2) 管理者が指定する日までに各戸使用者が水道料金等を納入しないときは、所有者等は連帯して納入義務を負うものとする。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず各戸使用者に水道料金等の滞納が生じたときは、管理者は当該使用者への給水を停止することができるものとする。
- 10 所有者等は、その責任において次の各号の事務を行う。
- (1) 前項第1号に定める料金相当額の支払に関すること。
 - (2) 各戸子メーターの取替報告に関すること。
 - (3) 各戸使用者の転入及び転出について遅滞なく届け出ること。
 - (4) 各戸使用者の水道の使用開始及び使用中止の届出並びに水道料金等の清算に関すること。
 - (5) 各戸使用者から子メーターの検針及び水道料金等について苦情があるときは、その解決に協力すること。
 - (6) 所有者及び維持管理保証人に変更があるときは、届け出ること。
 - (7) 受水層の清掃を行うときは、事前に届け出ること。
 - (8) 受水槽以下の装置の増設、改造又はその他変更を行うときは、事前に届け出ること。
 - (9) その他管理者の事務の取次ぎを行うほか業務の遂行に支障がないよう協力すること。
- 11 管理者は、受水槽以下の給水施設について必要に応じて立入検査をすることができる。
(給水の契約の申込み)
- 第13条 条例第17条に規定する給水の契約は、給水申込書（様式第11号）の提出をもって行う。
(代理人等の変更)

第14条 条例第18条の規定による給水装置の所有者の代理人又は条例第19条の管理人の変更の届出は、代理人（管理人）選定（変更）届（様式第6号）を管理者に提出して行うものとする。

（メーターの損害弁償）

第15条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又はき損したときは、メーター亡失（き損）届（様式第12号）を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、条例第21条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第16条 条例第22条の規定による届出は、次に各号に定めるところによる。

- （1） 給水の使用を廃止し、又は中止しようとするときは、水道使用異動届（様式第13号）の提出をもって行う。
- （2） メーターの口径又は用途変更をするときは、給水装置口径（用途）変更届（様式第14号）の提出をもって行う。
- （3） 消火演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届（様式第15号）の提出をもって行う。
- （4） 給水装置所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届（様式第16号）の提出をもって行う。
- （5） 消火栓を消火に使用したときは、消火用水使用届（様式第17号）の提出をもって行う。

（給水装置及び水質検査の請求）

第17条 条例第25条第1項の規定による検査請求は、給水装置（水質）検査請求書（様式第18号）の提出をもって行う。

（過誤納による精算）

第18条 水道料金（以下「料金」という。）を徴収後その料金に過誤があったときは、翌月以後の料金において精算することができる。

（料金算定の定例日）

第19条 条例第29条の規定による定例日は、隔月又は毎月5日から末日までの間とする。

（使用水量及び用途の認定基準等）

第20条 条例第30条の規定による使用水量及び用途の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第30条第1号及び第3号の規定による使用水量の認定は、前3回分の使用水量又は前年同期の使用水量その他の事実を考慮して行う。
 - (2) メーターが設置されていないとき、又はメーター取付時からメーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎とした日割計算によりそれぞれの期間の使用水量を認定する。
 - (3) 条例第30条第2号に規定する料率の異なる2種以上の用途の認定は、料率の高い用途とし、用途の届出が事実と相違するときは事実による用途区分とする。
- (無届使用に対する認定)

第21条 届出をせず給水装置の使用者が変わったときは、現使用者が引き続き使用したものとみなして料金を徴収することができる。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第22条 条例第32条に規定する一時的に水道を使用する場合における概算料金は、次のとおりとする。

- (1) 工事用で給水装置を新設するもの

- ア 住宅、店舗用 50,000円
- イ アパート 70,000円
- ウ その他(現場事務所等) 150,000円

- (2) 興行用

- ア 給水装置新設後10日以内に撤去するもの 100,000円
- イ 給水装置新設後10日を超えて撤去するもの 150,000円

2 前項第1号の場合において1年を超えるときは、指針による使用水量をもって料金を支払うものとする。

(料金の徴収方法)

第23条 条例第31条に規定する月の中途において水道の使用を開始し、使用をやめたとき、又は給水装置を廃止し、中止した場合の料金は、随時これを徴収する。

2 水道の使用をやめた場合であってもその届出がないときは、料金を徴収する。

(料金等の納期)

第23条の2 条例第36条ただし書の納期は、納付書発送の日から21日以内とする。

(料金等の軽減又は免除)

第24条 条例第38条の規定により軽減又は免除ができる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めた者に対して行うものとする。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (3) その他管理者が公益上その他特別の理由があると認めたものに対する料金

2 前項の規定により料金等の軽減又は免除の申請は、水道料金等減免申請書（様式第19号）の提出をもって行う。

3 管理者は前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し水道料金等減免決定通知書（様式第20号）により通知するものとする。

（料金の支払請求権放棄）

第24条の2 管理者は、条例第38条の2の規定により、債務者が死亡、行方不明その他これに準ずる事情により料金の徴収が見込めないと認める場合であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、消滅時効の起算日から5年を経過した支払請求権については、これを放棄することができるものとする。

- (1) 債務者が死亡し、料金に関する債権を相続する者がいないとき。
- (2) 債務者の所在が調査しても不明であるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条、その他法令の規定により債務者が、料金に関する債権について責任を免れたとき。
- (4) その他管理者が相当と認めたとき。

（給水装置の検査等における措置）

第25条 条例第39条の規定における措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第21号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道）

第26条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道（以下「小規模貯水槽水道」という。）の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。ただし、小規模貯水槽水道の利用者、利用の形態等を勘案した上で、管理者が特に認めるものについては、この限りでない。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は管理者が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(諸手続)

第27条 小規模貯水槽水道の管理等に関し、設置の届出等必要な手続は、管理者が別に定める。

(施行細目)

第28条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、名護市水道事業給水条例施行規則（昭和48年規則第10号）によってなされた届出、請求その他の手続は、それぞれこの規程によってなされたものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特例措置)

3 第24条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により条例第38条の規定に基づく免除を受けようとする者の申請については、管理者が別に定める。

附 則（平成13年水道規程第1号）

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成15年水道規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年水道規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年水道規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年水道規程第1号）

この規程は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平成19年水道規程第4号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第23条の2の改正規定は平成19年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前において、改正前の名護市水道事業給水条例施行規程によってなされた承認、検査その他の処分又は申込、届出その他の手続きは、改正後の名護市水道事業給水条例施行規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年水道規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年上下水道規程第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年上下水道規程第10号）

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和3年上下水道規程第11号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

給水装置工事申込書及び設計書

課長	係長	係	受付	検査	課長	係長	係	用途 ・家庭用 ・営業用 ・官公署用 ・臨時給水
メーター 口径 mm 指数 m ³ No.				排水放流先 ・公共下水道 ・浄化槽			種別	・新設 ・増設 ・改造
受付	番号 第 号		納入金	設計審査手数料 口径 mm 円		工事審査手数料 口径 mm 円		開発負担金 口径 mm 円
	年 月 日			領収印		領収印		領収印
	完成 年 月 日			検査 年 月 日				
水道の種類				受水槽	高置水槽	雨水	地下水	
・簡 専 水 ・小規模受水槽 ・雨 水 ・地 下 水				m ³	m ³	m ³	m ³	
設置場所		名護市						
使用者	住所							
	氏 名 印							
名護市水道事業管理者 殿 名護市水道給水条例を遵守し、給水装置工事の申込及び施行その他工事に関する一切の事項を下記の指定給水装置工事事業者に委任します。 年 月 日 申 請 人 住 所 氏 名印 電 話								
指定給水装置工事業者 代 表 者 名 電 話		印 主任技術者 氏 名 印						
建築確認通知番号				建築確認年月日		年 月 日		
建築物	延 面 積 m ²		地 上 階		造			
旧水道番号					廃栓の確認		済 ・ 不 明	

※ — 線の枠だけ記入してください。

土 工 標 準 図
横 断 標 準 図
平 面 図
見 取 図

様式第2号(第4条関係)

給水管所有者分岐承諾書

私所有の給水装置から分岐することを承諾します。

なお、本承諾書に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

年 月 日

承諾者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

様式第3号(第4条関係)

土 地 家 屋 使 用 承 諾 書

給水装置工事施行のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。

なお、本承諾書に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

年 月 日

承諾者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

使用する土地家屋 _____

様式第4号(第4条関係)

誓 約 書

名護市水道事業管理者 殿

工 事 名

工事場所

現在、新築計画の敷地隣接道路に配水本管が敷設されてないため、他の配水管より分岐し暫定仮設として給水を受けますが、その工事に当たり下記の条件を遵守することを誓約いたします。

記

- (1) 将来新築現場敷地の隣接道路に配水管が敷設されたときは、速やかにその配水管より分岐工事を行うとともに需要者の費用負担において処理いたします。
- (2) 量水器の設置は、公道付近で検針及び維持管理の行いやすい敷地境界内に設置いたします。
- (3) 暫定仮設の給水管の維持管理は、需要者の責任において行います。
- (4) 上記の給水工事施行において第三者から苦情及び異議申立があっても市に対しご迷惑をかけないよう需要者の責任において処理することを誓約いたします。
- (5) 既設給水引込管の撤去は、需要者の責任においてサドル分水栓にてメクラキャップを行うことを誓約いたします。

年 月 日

需 要 者 住所 _____
氏名 _____ 印

指定店名 _____
代 表 者 _____

様式第5号(第12条関係)

受 付

	課 長	係 長	係
工務課			
経営課			

共同住宅の各戸検針及び料金徴収に関する申請書

名護市水道事業管理者 殿

年 月 日

申 請 者

(所有者・代理人) 住所 _____
 肩書 _____
 氏名 _____ 電話 _____

この度下記共同住宅の住居者について、各戸検針及び水道料金等徴収に関する業務取扱をさせていただきますよう申請します。

記

共同住宅所在地					
共同住宅の名称					
連絡・送付先					
給水個数()	住宅		事務所		店舗
メーター関係()	親	mm	子	mm	個
受 水 槽	下	m ³	上	m ³	
建築構造概要	造 階				
止水栓の種類	メーカー		型式		
添付書類 1 契約者の印鑑証明 2 各戸使用者名簿(同意書)(様式第7号) 3 住宅の位置図(地図) 4 住宅の部屋配置図(姿断面図) 5 各戸メーター位置図(各階) 6 共同住宅の平面図(各階)及び見取図 7 遠隔指示式メーター設置図 8 受水槽以下の装置図 9 隔測メーター関係誓約書 10 代理人(管理人)選定(変更)届(様式第6号) (隔測装置関係の承認図等) (業務を代行させるときのみ) 11 維持管理保証人選定(変更)届(様式第8号)(指定給水装置工事事業者) 12 建物立入り(オートロック式扉)承諾書(様式第9号) 13 その他必要とする書類 ア 承認図(ボール副栓付止水栓、メーター) イ メーター器差表					

上記申請及び添付書類の内容は事実であり、また、申請後は名護市給水条例(平成10年条例第1号)及び名護市給水条例施行規程(平成10年水道規程第2号)を遵守します。なお、違反したときは、業務取扱が停止されても異議はありません。

様式第6号(第12条・第14条関係)

代理人
管理人 選定(変更)届

名護市水道事業管理者 殿

年 月 日

所 有 者

住 所 _____
肩 書 _____
氏 名 _____ 印

次のとおり代理人(管理人)を選定(変更)したいのでお届けします。

共同住宅所在地 名護市

共 同 住 宅 名 _____

代理人(管理人)

住 所 名護市

氏 名 _____

電話番号 _____

様式第7号(第12条関係)

各戸使用者名簿(同意書)

共同住宅名 _____

室番号	使 用 者 名	同意印	連絡先(電話)	口径メーター番号	メーター有効期限

様式第8号(第12条関係)

維持管理保証人選定(変更)届

名護市水道事業管理者 殿

年 月 日

所有者(代理人)

住 所 _____

肩 書 _____

氏 名 _____ 印

次のとおり維持管理保証人を選定(変更)したのでお届けします。

共同住宅所在地 _____

共 同 住 宅 名 _____

維持管理保証人(指定給水装置工事事業者)

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

電話 _____

様式第9号(第12条関係)

建物立入り(オートロック式扉)承諾書

年 月 日

名護市水道事業管理者 殿

建物所在地 _____

共同住宅名 _____

上記建物は、オートロック式等の共同玄関を設置しており、原則として常時施錠し、建物敷地内に立入るときは、入居者又は管理人等の同意を得て開錠することとしていますが名護市から給水を受けるに当たり、検針、検査、料金関係事務等の業務に支障のないよう、オートロックの解除方法を下記のとおり通知し、建物への立入りを承諾します。

なお、当該建物の所有権が移転したり、管理人が変更した場合でも本承諾は承継するものとします。

オートロック解除方法

1 ID(暗証)番号 _____

2 キーボックス番号 _____

3 その他方法 _____

※該当する項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

承諾者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

様式第10号(第12条関係)

共同住宅に係る各戸検針及び料金徴収承諾(不承諾)通知書

年 月 日

_____様

名護市水道事業管理者
名護市長 印

年 月 日申請のあった標記のことについて、下記理由により(承諾・不承諾)したので通知します。

理 由

				部長	課長	係長	係	受付
受付番号 第 号 年 月 日								

給 水 申 込 書

名護市水道事業管理者 殿年 月 日
 名護市水道給水条例第17条の規定により次のとおり給水申込みをしますので、承認願います。

水 道 番 号		検針区分		道順		
種 別	新 設 ・ 増 設 ・ 改 造					
用 途 別	1 家庭用	2 営業用	3 官公署用	4 臨時給水		
設 置 場 所	名護市					
ビ ル 等 名 称						
使用 者	住 所				コ ー ド	
	フリガナ				郵便番号	
	氏 名	印	電話	移送区分	0	1
所有 者	住 所				コ ー ド	
	フリガナ				郵便番号	
	氏 名	印	電話	移送区分	0	1
0 受水槽なし	1 高置水槽	m ³	2 受水槽	m ³	3 上下水道	m ³
臨時給水使用目的			臨時給水前納金			円

委 任 状

上記給水申込に関する一切の事項を下記の指定給水装置工事事業者に委任します。
 委任者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印

指定給水装置工事事業者代表者名	電 話 _____	指定給水装置工事事業者番号 _____
	印	

メーター口径		mm			
メーター番号		指示数			
取付年月日	年 月 日	m ³			
特 例 親 子	1 • 2				
配 水 池					

位置	場所	状態
7 8 9	1 屋敷周囲	1 立上
4 5 6	2 建物内	2 ボックス
1 2 3	3 屋敷内	3 集合
0遠くにある		

見取図	排水放流先
	1 公共下水道 2 浄化槽

※太線の中だけ記入してください。

臨時給水に関する誓約書

申請者住所 (施主)		氏名	
設置場所			
使用者 (建築工事 請負者)	氏名 社名 代表者		
使用期間	年 月 日～ 年 月 日 (ただし更新した場合は、その更新期間に準ずる。)		

上記の臨時給水申込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、名護市水道給水条例による処分を受けても異議申立てを致しません。

- 1 水道使用者は、建築工事請負者とします。
- 2 水道料金は、使用者が責任を持って支払い致します。
- 3 水道料金の支払いを滞ったときは、責任を持って精算致します。
- 4 使用後の施設の撤去は、使用者と申請者が責任を持って指定給水装置工事業者に施行させます。
- 5 名護市の承認を受けないで用途変更は致しません。

上記誓約事項を履行する証として、申請者と使用者は、この誓約書の写し各々1通を所有致します。

年 月 日

名護市水道事業管理者 殿

申請者住所 _____
(施主) 氏名 _____ 印

使用者 所在地 _____
(請負者) 社名 _____
代表者 _____ 印

指定給水装置 所在地 _____
工事業 社名 _____
代表者 _____ 印

課長	係長	係

様式第12号(第15条関係)

	課長	係長	係	処理年月日
工務課				年 月 日
経営課				年 月 日

メーター亡失(き損)届

年 月 日

名護市水道事業管理者 殿

給水装置使用者(所有者・管理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

下記の理由により保管使用中のメーターを亡失(き損)しましたのでお届けします。なお、損料等については直ちに弁償します。

記

給水装置の場所	名護市
(理由)	
※メーターの種別 有効期限	口径 mm 取付け 番号 年 月 日

様式第13号(第16条関係)

水道使用異動届

お届け年月日 年 月 日

名護市水道事業企業管理者 殿

届けた方のお名前 印

届けた方の電話番号

届出者記入欄 ※太線の枠内のみご記入下さい。

届けをしたいものに○印を付けてください。		① 使用開始(納付書等郵送先) ② 名義変更 ③ 使用廃止(引越し、撤去、一時中止)	
① 使用開始	給水装置の場所		
	使用者	氏 名	フリガナ 印
		前 住 所	
		住 民 登 録 住 所	
	水道の使用開始日時		年 月 日 曜日 AM・PM 時
	料 金 支 払 方 法		1 納付書 2 口座振替
	用 途 の 確 認		※該当する用途区分に押印してください。 1 家庭用 印 2 営業用 印 3 官公署用 印 4 臨時用 印
納付書等の送付先		※給水装置場所以外へ納付書送付を希望する場合のみ記入 〒	
② 名義変更	新名義人		フリガナ
	旧名義人		フリガナ
	変更の理由		
③ 使用廃止 (引越し) (撤去) (一時中止)	使用をやめたい日 年 月 日() 時		
	精算方法 現場 郵送 窓口 口座		
	転出先		
	水道使用を一時中止したい期間		年 月 日から 年 月 日まで

水栓番号		整理番号		検針道順	
------	--	------	--	------	--

メーター再取付

番 号		指針	
再取付け	年 月 日		

処理年月日 年 月 日

担当者印

No.

様式第14号(第16条関係)

課 長	係 長	係	処理年月日
			年 月 日

給水装置口径(用途)変更届

年 月 日

名護市水道事業管理者 殿

給水装置使用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

次のとおり給水装置の口径(用途)を変更したいのでお届けします。

給水装置の場所			
給水装置の番号			
口 径 別 (ミリメートル)	新	13・20・25・40・50・75・100・150・200・()	
	旧	13・20・25・40・50・75・100・150・200・()	
用 途 別	新	1 家庭用 2 営業用 3 官公署用	
	旧	1 家庭用 2 営業用 3 官公署用	
変 更 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第15号(第16条関係)

課 長	係 長	係	処理年月日
			年 月 日

消 火 栓 演 習 使 用 届

年 月 日

名護市水道事業管理者 殿

消火栓使用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

次のとおり消火栓を演習に使用したいのでお届けします。

消火栓の設置場所	名護市
消 火 栓 の 種 類	地上式 地下式
演 習 使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

処理欄

水 量 _____ m³

様式第16号(第16条関係)

課 長	係 長	係	処理年月日
			年 月 日

給水装置所有者変更届

年 月 日

名護市水道事業管理者 殿

給水装置使用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

下記のとおり給水装置の所有者を変更したいのでお届けします。

記

給水装置の設置場所		
旧所有者	住 所	
	氏 名	印 電話
変 更 年 月 日		年 月 日

様式第17号(第16条関係)

課 長	係 長	係	処理年月日
			年 月 日

消火用水使用届

年 月 日

名護市水道事業管理者 殿

名護市消防本部

消 防 長

印

消防用として下記のとおり水道を使用したのでお届けします。

記

火 災 発 生	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所	名護市			
使 用 し た 消 火 栓					
場 所	栓 数	時			

様式第18号(第17条関係)

課 長	係 長	係	処理年月日
			年 月 日

給水装置
水 質 検査請求書

年 月 日

名護市水道事業管理者 殿

請求者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

次の理由により（ 給水装置 ・ 水 質 ）の検査を請求します。

1 給水装置の場所 名護市

2 検査請求の理由 （なるべく詳細に記入してください。）

※（ 給水装置 ・ 水 質 ）について該当する箇所を○で囲んでください。

様式第19号(第24条関係)

水道料金等減免申請書

年 月 日

名護市水道事業管理者 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

名護市水道給水条例第38条の規定に基づき、水道料金等について軽減又は免除を受けた
いので下記のとおり申請します。

記

1 申請の理由

※ 漏水発見日 年 月 日

※ 漏水修理日 年 月 日

※ 漏水場所(・コンクリートの中 ・地面の中 ・アスファルトの中)

※ 漏水箇所(・風呂場 ・洗面所 ・台所 ・外の蛇口 ・ボイラー ・お湯の管
・メーターからタンクまでの間 ・その他)

2 水道料金等の用途 _____

3 軽減(免除)を受ける前の金額 _____ 円

様式第20号(第24条関係)

水道料金等減免決定通知書

年 月 日

様

名護市水道事業管理者
名護市長 印

年 月 日付けの減免申請について下記のとおり決定しましたので、通知します。なお、別添の「漏水の発見方法及び修理について」を参考にメーター等の管理を徹底するようにお願いします。

記

- 1 減免の適用の可否 可 ・ 否
- 2 減免適用(不適用)理由

3 料金等の決定

料金等の用途	年月分	減免前の金額	減免する金額	減免後の金額	備考

様式第21号(第25条関係)

給水装置の管理義務違反に関する指示書

年 月 日

使用者又は所有者氏名
様

名護市水道事業管理者
名護市長 印

名護市水道給水条例第39条の規定に基づき、次のとおり指示します。

1 給水装置の設置場所

2 措置指示事項

様式第1号（第4条関係）
様式第2号（第4条関係）
様式第3号（第4条関係）
様式第4号（第4条関係）
様式第5号（第12条関係）
様式第6号（第12条・第14条関係）
様式第7号（第12条関係）
様式第8号（第12条関係）
様式第9号（第12条関係）
様式第10号（第12条関係）
様式第11号（第13条関係）
様式第12号（第15条関係）
様式第13号（第16条関係）
様式第14号（第16条関係）
様式第15号（第16条関係）
様式第16号（第16条関係）
様式第17号（第16条関係）
様式第18号（第17条関係）
様式第19号（第24条関係）
様式第20号（第24条関係）
様式第21号（第25条関係）